

不燃化集中促進事業のご案内

北区からの
お知らせ

事業期間:令和8年4月1日～令和13年3月31日まで
(令和13年1月30日までに完了するもの)が対象です。

老朽建築物の解体費用 建替え費用等の一部を区が助成します。

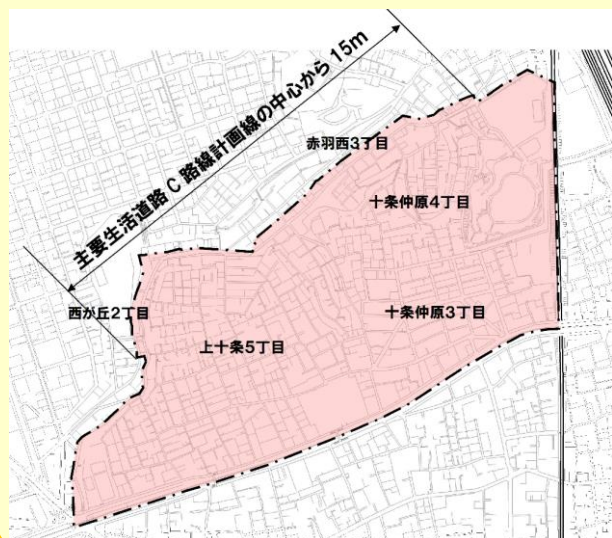
※令和12年度まで



能登半島地震での市街地火災の様子（輪島市朝市通り）

東京都には木造住宅密集地域(木密地域)が広範囲で分布しており、木密地域は首都直下地震が発生した場合に、地域火災などの大きな被害が想定されています。

十条北地区では「燃えない・燃え広がらないまち」へと改善を図るため、平成26年度から取り組みを進めてきました。こうした取り組みを集中して実施するため、令和8年度より新たに助成制度を開始しました。



※十条北地区(助成対象区域)は、左図にお示しする環状七号線以北の

- ・上十条5丁目
 - ・十条仲原3丁目
 - ・十条仲原4丁目
 - ・赤羽西3丁目の一部
 - ・西が丘2丁目の一部
- の地区を指します。

詳細は裏のページへ

不燃化集中促進事業のご案内

①老朽建築物の除却

最大120万円

※除却に要した費用（税抜）と、区が定める単価を用いて算出した金額を比較し、少ない額を助成します。

■助成の対象となる建築物

★耐用年数の2/3を経過している老朽建築物

木造	RC	鉄骨造
15年	32年	12~23年

■助成の対象となる方

- ★老朽建築物の所有者又はその土地の所有者
- ★個人又は中小企業者（不動産販売又は不動産貸付の業務を行う中小企業を除く）
- ★住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していない者

②耐火性能の高い建築物への建替え

80~90万円

※準耐火建築物等または耐火建築物等を建築する場合、建築設計費・工事監理費の一部を助成します。

■助成の対象となる建築物

- ★耐火建築物等又は準耐火建築物等
- ★周辺の環境に配慮した形状、色彩
- ★敷地が65㎡以上 ※緩和条件があります
- ★仮設建築物でない
- ★当該地に定められている地区計画に適合する

■助成の対象となる方

- ★5年以内に①の除却助成または不燃化加速事業の助成を受けた者
- ★個人又は中小企業者
- ★新築する建築物の建築主
- ★新築する建築物の所有者
- ★住民税を滞納していない者

助成額シミュレーション

老朽建築物から床面積の合計100㎡の準耐火建築物に建替える場合

※工事着工前の申請が必要です



耐用年数の2/3を経過した老朽建築物

①除却事業
最大120万円



床面積の合計100㎡準耐火建築物

②建替え事業
最大80万円

《注意事項》 次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

- (1) 不動産販売又は不動産貸付の業務を行う中小企業等である場合
- (2) 国、地方公共団体等から同種の助成並びに当該事業と同等に相当する補償を受けている場合
- (3) 各助成の承認を受ける前に着手した場合
- (4) 各助成の対象要件を満たすことができない場合
- (5) 令和13年1月30日までに完了し、交付申請ができない場合
- (6) 都市計画施設及び市街地再開発事業の区域内の建築物である場合
- (7) 密集事業等の新設道路の計画線にかかる建築物を建築する場合